

ご乗客各位

タクシー運賃の改定について

平素よりタクシーをご利用いただきありがとうございます。
この度、近畿運輸局長より運賃改定の認可を受けました。
つきましては、来る**7月3日**から下記のとおり運賃を改定させていただきます。
あわせて営業時間も変更させていただきます。
今後もなお一層安全輸送とサービスの向上に努め、ご愛顧にお応えいたしたいと存じますので、相変わらずご利用下さいますようお願い申し上げます。

普通車	○初乗り1.2キロメートルまで	640円
	○加算キロ243メートルまでごとに	90円
	○時速10キロメートル以下の運行時間について1分30秒間までごとに	90円
ジャンボタクシー	○初乗り1.2キロメートルまで	680円
	○加算キロ163メートルまでごとに	90円
	○時速10キロメートル以下の運行時間について1分0秒間までごとに	90円
深夜、早朝割増	○午後10時から翌朝午前5時まで	2割増
割引	○身体障害者・知的障害者	1割引
営業時間	○午前6：30～午前0：00	

※上記運賃には、消費税が含まれています。

令和5年7月3日 実施

串本タクシー株式会社
大島タクシー有限会社

運賃表

1. 距離制運賃

(1) 初乗運賃

特定大型車	大型車	普通車
1.2キロメートルまで 680円	1.2キロメートルまで 660円	1.2キロメートルまで 640円

(2) 加算運賃

特定大型車	大型車	普通車
163メートルまでごとに 90円	193メートルまでごとに 90円	243メートルまでごとに 90円

(3) 時間距離併用運賃

特定大型車	大型車	普通車
時速10キロメートル以下の運行時間について 1分0秒間までごとに 90円	時速10キロメートル以下の運行時間について 1分10秒間までごとに 90円	時速10キロメートル以下の運行時間について 1分30秒間までごとに 90円

2. 時間制運賃

特定大型車	大型車	普通車
30分までごとに 3,050円	30分までごとに 2,800円	30分までごとに 2,450円

※ 上記運賃には消費税が含まれています。

3. 運賃の割増及び割引

深夜及び早朝割増（午後10時から翌朝午前5時まで）
身体障害者・知的障害者割引

2 割 増
1 割 引

(時間制の契約)

時間制についての契約は観光用、冠婚葬祭用等で距離制により難しく、かつ、時間制によることを営業所で特約した場合のみ行ない、旅客と運転者との契約は認めない。

(契約時間の算定)

時間制による時間の計算は通常車庫、営業所又は駐車場を旅客の要求により発車した時から運送を終わるまでの時間による。

(超過時間の算定)

時間制による運賃は30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

令和5年7月3日 実施